



自民党・無所属 大阪府議団だより

KOJI HARADA [はらだ こうじ]



環境農林水産常任委員会で 原田こうじ議員が質問

原田こうじ議員は環境農林水産常任委員会(平成29年10月27日)において、大阪産の6次産業化への支援をはじめ、森林環境税の用途についてや余野川で発見されている特別天然記念物のオオサンショウウオの保護などを質問しました。

Profile

昭和55年9月5日生まれ。大教大附属池田小学校、大教大附属池田中学校、関西大倉高校、甲南大学法学部卒業。(株)NEXYZ勤務を経て、衆議院議員 原田けんじ 秘書。平成27年4月より大阪府議会議員(1期目)。環境農林水産常任委員会委員。決算特別委員会所属。

池田市選出

▶ 大阪産の6次産業化への支援

付加価値の高い大阪産の商品開発へ

▶ 支援強化の取り組みを問う

Q. 原田議員 9月議会(平成29年10月5日)で、大阪産を加工して付加価値の高い商品を開発する「6次産業化」への支援について質問した際、環境農林水産部長から「『大阪産6次産業化サポートセンター』での指導助言や商品開発等の整備に対する補助を中心に支援を行う」との答弁を得た。熾烈な食品業界の競争のなか、現時点での具体的な内容と支援強化への取り組みはどうか。

A. 大阪産ブランド推進担当課長 「大阪産6次産業化サポートセンター」では、「企画推進員」が相談に対応するほか、商品開発や販路開拓等の専門家「プランナー」が総合的にサポートしています。補助制度についてはJAなどと協力し、説明会を実施して来年度の制度活用者の掘り起こしに努め、また今後新たに6次産業化に取り組む方に向けては商品開発の優良事例を冊子にし、ホームページに掲載します。

1次産業(生産者)と2次、3次産業の事業者連携の事例は?

▶ 「泉州水なす」使用の開発

Q. 原田議員 大阪産の販路拡大のためには、生産者が行う6次産業化だけでなく、1次産業の生産者と2次、3次産業の事業者が連携して、それぞれの経営資源を有効に活用しながら、共同で商品開発を行う取り組みも有効と考えるが、そういった事例はあるか。

A. 大阪産ブランド推進担当課長 1次・2次・3次産業の事業者が共同で商品を開発する場合、環境農林水産総合研究所との連携で専門的な支援を行っています。泉州水なすの生産者が地元の事業者と提携して水なすを使った塩の開発中に、なす色の発色に苦心していたのが研究所の技術的な支援を得て解決し、商品化・販売につながった事例などがあります。



森林環境税の用途について

森林環境税による流木対策事業(防災対策)の進捗状況は?

Q. 原田議員 近年、局地的な集中豪雨の発生により、溪流沿いの木が土石流に巻き込まれて流れ出し、市街地に大きな被害をもたらすなど流木災害も起きている。府では、緊急的な防災対策として森林環境税により危険溪流における流木対策事業を実施(平成28年度～)し、約1年半が経過しているが、対策は順調に進んでいるのか。

A. 森づくり課長 森林環境税で行う流木対策事業^(※)は、平成28年度から30年度はそれぞれ8地区、平成31年度は6地区で事業着手の計画があります。平成28年度は計画通り8地区で事業着手し、土石流の発生を抑制する治山ダムを12基、危険性の高い溪流沿いの立木の伐採・搬出を1.8kmにわたり実施しました。
(※土石流発生の危険性が高く、下流の保全対象人家が20戸以上でこれまで山地災害対策が未着手の地区を選定し、緊急かつ集中的に事業実施することとしたもの。)

地元地域に対する事業説明は丁寧に、理解を得ながら進めるべき!

Q. 原田議員 私の地元池田市でも昨年度から森林環境税を財源とした流木対策事業が実施されているが、地元ではいつ工事が入って、何をするのか知らないという方がおられた。地元に対する事業説明はどのように行っているのか。

A. 森づくり課長 まず、事業実施に係る地元自治会の会長・役員に本事業の目的や効果を説明し、次に現地までの進入路沿いの住民など、工事の影響を直接受ける方々に対して内容を説明し、協力を得ながら進めています。また、工事着手前には、工事内容等を記した文書を地域住民に回覧などとしています。

希少種オオサンショウウオの保護

都市整備部との連携で余野川の工事からオオサンショウウオを守れ!

Q. 原田議員 特別天然記念物のオオサンショウウオが発見されている余野川で、工事等を進めるにあたり、希少種の保全を担う環境農林水産部は、貴重なオオサンショウウオの生息環境が守られるよう工事を担う都市整備部との連携を進めることが必要だ。

A. みどり企画課長 今後予定されている余野川の河川改修工事にあたっては、その周辺でオオサンショウウオ^(※)が複数発見されていることも踏まえ、都市整備部と情報共有を図っていくとともに、必要に応じて専門家を紹介するなど、希少種保護の観点から連携を進めていきます。
(※大阪府レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に分類される希少種。)



犬のレプトスピラ症

池田市の一部で流行した届出伝染病・犬のレプトスピラ症への対応は!?

Q. 原田議員 レプトスピラ症とは多くの動物に感染する病気で、犬が感染すると、発熱・黄疸などの症状を示し、死亡することもある。地元の獣医師から「池田市の特定地域で犬のレプトスピラ症が流行しており、複数死亡している」と聞いた。府は把握しているのか。またこの病気の拡大懸念への対応について問う。

A. 動物愛護畜産課長 レプトスピラ症^(※)は10月12日(平成29年)に届出を受理して以降、10月25日まで大阪府内で計6頭の届出があり(うち4頭が池田市内で飼育、3頭が死亡)、例年に比べて多く、短期間に集中しています。府では動物病院等に対し、飼い主にワクチン接種など予防対策等の指導の依頼や感染拡大を防止するため、隔離設備など獣医療法の基準を遵守するよう改めて周知しています。

(※家畜伝染病予防法に規定されている届出伝染病の一つ。診断した獣医師が都道府県に届出。犬も対象動物に指定。)

